

(別紙)

設計・調査等委託業務成績評定の詳細(考査基準関係)

最終改正 令和4年9月22日(4企画第2168号)

1. 「単純調査業務」について

「設計共通仕様書」等に定める「調査業務、計画業務」のうち、高度な技術力をそれほど必要としない単純なデータ処理業務や資料収集・整理業務等について、「単純調査業務」と定義する。なお、「単純調査業務」の対象業務については、以下に示す例を参考とされたい。

・「単純調査業務」の例

各部門共通	単純なデータ収集整理業務 単純なデータ処理業務 書類編集的な業務 文献収集業務
河川、砂防及び海岸	水理・水文観測業務 データ加工業務(降雨解析等) 不等流計算等の計算業務(システム開発を除く) 補償数量の算出 工事記録等資料の分類・整理 工事図面集、写真集等の作成
道 路	一般的な現地踏査 一般的な交通量観測業務 台帳整理等を目的とした資料収集業務
トンネル	クラック等変状の計測調査
施工計画及び施工設備	施工関連資料の収集整理
情 報	定期的なデータメンテナンス 資料収集的な業務 単純なデータ作成のみの業務
防 災	資料収集的な業務
環 境	大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等調査・分析方法がJIS等で規定されている測定業務

2. 適用する採点表について

(1) 業務種類別の適用採点表

①「地質調査、単純調査業務、測量業務」採点表

「地質調査業務共通仕様書」(福岡県県土整備部)及び「測量業務共通仕様書」(福岡県県土整備部)に定める地質調査業務及び測量業務並びに「設計業務等共通仕様書」(福岡県県土整備部)に定める業務のうち単純調査業務に適用する。

②「調査業務、計画業務」採点表

「設計業務等共通仕様書」(福岡県県土整備部)に定める調査業務及び計画業務(単純調査業務を除く)に適用する。

③「設計業務」採点表

「設計業務等共通仕様書」(福岡県県土整備部)に定める設計業務に適用する。

(2) 採点表の選定について

対象業務が複数にまたがる場合の取り扱いや単純調査業務の選定は、監督(調査)員が決定する。

3. 総合評定点について

総合評定点を算出する際には、対象業務に応じて項目評価ごとに以下の重み付けを考慮する。

考 査 項 目		業務評定	地質調査、単純調査業務、測量作業、 調査業務、計画業務、設計業務			
			技術者評定			
			管理	担当 (注1)	照査	
プロセス 評価	実施能力の評価	実施体制と執行計画	20	20	5	
	実施状況の評価	執行計画	5	5	5	
		品質管理	20	20	30	50
		業務特性	10	10	12.5	
		創意工夫	4	4	4	
	説明調整能力 の評価	説明調整能力	6	6	6	
取組姿勢	責任感・積極性・倫理観	5	5	7.5		
結果評価		成果物の品質	30	30	30	50
合 計			100	100	100	100

注)1. 担当技術者は8名までとする。

(以下4.～6. 各表は(別添)参照)

4. 業務評定項目

5. 業務成績採点表

6. 採点表

様式等(県土整備部が別に定める)目次

様式第1号その1(評定要領第5条関係) 委託業務成績評定表

様式第2号(評定要領第7条関係) 委託業務成績評定結果提出書

様式第3号その1-1(評定要領第8条関係) 委託業務成績評定通知書

様式第3号その1-2(評定要領第8条関係) 委託業務成績評定通知書

別表(評定要領第8条関係) 項目別評定点

業務成績採点表

(1)地質調査、単純調査業務、測量業務

(2)調査、計画業務

(3)設計業務

採点表

(1)1. 地質調査業務

(1)2. 単純調査業務

(1)3. 測量業務

(2) 設計業務「調査・計画業務」

(3)1. 設計業務「概略・予備設計」

(3)2. 設計業務「詳細設計」

付 録

「福岡県設計・調査等委託業務成績評定要領」(最終改正 令和4年6月21日4財活第712号)

参考：採点上の補足

1. 業務執行に係る過失に伴う減点について

採点表の評価細目で「その他」を選択する場合は、その理由を記載する。

以下、例を示す。

(業務実施上の過失の評価例)

- ・ その他（プロポーザル方式において契約図書に反映された技術提案の実施が不十分であった。）
- ・ その他（総括監督（調査）員の再三の指示にもかかわらず、改善されなかった。）

2. 高度な技術レベルが求められる場合等について

採点表の評価細目で、“高度な技術レベル” “難易度の高い業務” の項目があるが、これに関しては標準的な業務内容に応じた発注方式事例[※]に示される「知識」の高い業務又は「構想力・応用力」の高い業務を指す。

※ 「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」(国土交通省)掲載【図2 標準的な業務内容に応じた発注方式事例】